

令02原機(科保)125
令和3年1月27日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

原子炉設置の許可に係る変更について(届出)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第2項の規定に基づき、
下記のとおり原子炉設置の許可に係る変更を届け出ます。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄
2. 事業所の名称
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所

3. 変更内容

平成30年1月31日付け原規規発第18013110号をもって原子炉設置変更許可を受け、平成30年2月22日付け29原機(科保)129、平成30年7月25日付け30原機(科保)056、平成30年10月26日付け30原機(科保)084、平成30年12月19日付け30原機(科保)104、平成31年1月25日付け30原機(科保)121、平成31年4月26日付け31原機(科保)015、令和元年7月30日付け令01原機(科保)019、令和元年10月29日付け令01原機(科保)040、令和元年12月20日付け令01原機(科保)056、令和2年1月23日付け令01原機(科保)067、令和2年4月23日付け令02原機(科保)020、令和2年7月30日付け令02原機(科保)048及び令和2年10月30日付け令02原機(科保)091をもって変更を届け出たSTACY(定常臨界実験装置)施設等の変更に係る工事計画について別紙のとおり変更する。

4. 変更理由

STACY施設の工事計画について、一部工事の着工時期を見直したため。

以上

「6. 試験研究用等原子炉施設の工事計画」の変更

(変更前)

年度 項目		平成29年度				平成30年度				平成31年度 令和元年度				令和2年度				令和3年度				
		I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	
STACY 施設	既存設備分離				工事、検査																	
	炉室フード改造														工事、検査							
	棒状燃料貯蔵設備Ⅱ														製作、検査							
	原子炉容器、炉心、 核計装及び制御設備															製作、検査						
	核燃料物質貯蔵設備																製作、検査					
	棒状燃料					製作、検査																
	原子炉建家 耐震改修					工事、検査																
	TRACY施設との 系統隔離措置																工事、検査					

